

# いのちを守るため 赤十字はともに



救護所を受診した生後3週間の乳児を抱く赤十字の看護師(令和6年能登半島地震)

## 赤十字活動資金へのご協力をお願いします

ご寄付は地域のご担当者さまが  
お預かり



区・市役所  
などで  
取りまとめ



日本赤十字社  
東京都支部が  
受け取り



いのちを救う  
赤十字活動に



# いのちを守るため

ともに



防災の知識をみんなで身につけたい

## 防災セミナーの開催

「何を備えればいいのか?」「もしもの時、どう動けばいいのか?」そんな声に応えるため、地域や学校で防災セミナーを行っています。応急手当や避難所での工夫、防災マップの作成等、実践的な内容が盛りだくさん。町会・自治会の防災訓練にも、取り入れていただけます。

## まちの防災力を高めるために

私たちはまちの防災力向上のため、自治体と連携して様々な取り組みを行っています。今回は、被災地での活動経験がある講師の方のお話や、避難所で役立つ実技を体験し、備えの引き出しを増やすことができました。これからも、地域の皆さまとともに学び、防災について関心をもっていただける活動を続けていきたいと思ひます。

世田谷区 上町地区身近なまちづくり推進協議会 防災対策部会・部会長 小西さま



ひとり暮らしだと、何かと不安…

ご近所の顔が見える関係づくり、私たちも協力します!



## 奉仕団活動の実施

「地域赤十字奉仕団」は、皆さんのまちで活動するボランティア団体です。例えば八王子市では、誰でも楽しめるポッチャ体験会等を通じて、ご近所同士の交流をサポート。防災訓練では、携帯トイレの備蓄普及を始めとする、防災・減災への啓発を行っています。いざというときの助け合いにつながるような地域の関係性づくりのために活動を行っています。



## 楽しみが、つながりのきっかけに

地域での活動は人々がつながるきっかけになっています。ポッチャ等での交流をきっかけに、奉仕団のイベントにお手伝いに来てくださる方もいますね。このつながりは、地域の防災や防犯にも活かされていると思います。大きな災害などが心配される昨今において、大切にしたい関係ですね。

八王子市赤十字奉仕団・委員長 八木下さま



もしもの時、支えあえる地域を、赤十字とともに。

# 赤十字はともに



日本赤十字社  
Japanese Red Cross Society

東京都支部

## 備える

赤十字スタッフがお住まいの地域や学校にお伺いします!



## 自助と共助の大切さを感じた

同じマンションに住んでいても、関係は希薄になりがちです。免振構造であることが、防災意識の低下を招く要因にもなります。そのため、より多くの方々に受講していただくことで、自助と共助の大切さを感じていただき、防災意識の向上につなげていきたいと感じました。

渋谷区 センチュリーフォレスト管理組合・防災委員 足立さま・堀田さま



いざという時、  
本当に大丈夫かな

皆さまの思いに寄り添って、  
すぐに動きます!



## 被災地に寄り添う 災害救護活動

令和7年10月、八丈島・青ヶ島を中心に台風被害が発生。

日本赤十字社東京都支部は現地のニーズを調査し、各自治体と連携しながら、毛布や安眠マット等の救援物資をお届けし、被災地に寄り添う活動を行いました。また、八丈町赤十字奉仕団は、現地で炊き出しのお手伝いを行う等、ボランティア活動で地域を支えました。



## もしものために、ともに備える

令和7年台風22・23号の際、赤十字より提供いただいた毛布や安眠マットは、避難者の不安を和らげる大きな力となりました。使用後の補充依頼にも迅速に対応いただき、依頼わずか2週間で次なる災害への備えを整えることができました。今後も連携を密にし、地域の防災力向上に努めてまいります。

八丈町総務課庶務係 土屋さま



これらの活動は、皆さまからのご寄付と地域の方々のご協力で実現しています。

詳しくは中面をご覧ください

皆さまの安心・安全な未来のために

詳しくは中面をご覧ください



# 皆さまからのご寄付で、たとえば、被災地で支援を必要としている方々に、このような物資をお届けすることができます

## たとえば 4,000円のご寄付で

### 安眠セット(1人分)を配備

避難所などで身体を休めるために必要な、キャンプマット、枕、アイマスクなどが揃っています。



## たとえば 5,000円のご寄付で

### 緊急セット(約4人分)を配備

マスク、ウェットティッシュ、ラジオ、懐中電灯、歯ブラシなど、避難先での生活にあると便利なアイテムが、一式収納されています。



## 赤十字活動資金へのご協力方法

- 赤十字協賛委員が皆さまのご家庭を訪問する際にご寄付いただけます。  
※赤十字協賛委員とは、赤十字が委嘱し、町会・自治会等を通じて活動資金の募集にご協力くださる方です。活動の際は、協賛委員バッジを着用しています。
- お近くの区役所・市役所や日本赤十字社の窓口でも、受け付けております。
- クレジットカード、口座振替、郵便振込、スマホアプリでのご寄付も受け付けております。
- 「遺言によるご寄付(遺贈)」や「相続財産のご寄付」、「ご香典のご寄付」も承っております。

ご家庭に眠る「物品」もご寄付いただけます！ お送りいただいた物品の査定金額が寄付になります。

### ご寄付いただける物品(一例)

▶未使用切手・未使用ハガキ  
(書き損じや古いハガキ、海外切手も可)



▶商品券・図書カード・テレカ・QUOカード  
※いずれも未使用のみ(図書カードNEXT、期限のない商品券等は受付不可)



▶カメラ・レンズ



▶骨董品・絵画・美術品



▶勲章・メダル・楽器



▶貴金属・宝飾品・ブランド品  
(バッグ、財布、アクセサリー、時計、食器等)



パソコン、プリンター、衣類、着物、家電、家具、人形、一般食器、換金性の低いもの等は受付できません。送付後のご返却には対応できません。

送付先

〒156-0041 東京都世田谷区大原2-23-17-1F

「日本赤十字社宛お宝エイド」(03-6265-7595)宛ゆうパック着払いにてお送りいただけます。

詳細についてはこちら

日赤東京 物品寄付

検索

※「お宝エイド」は寄付される物品の受け取り代行をしております。日本赤十字社東京都支部には送付しないようご注意ください。

## 赤十字活動資金へのご寄付は税制上の優遇措置が受けられます

寄付の種類	関係根拠法令	措置の内容等
個人	特定寄付金	所得税法第78条第2項第3号 寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から、2千円を差し引いた金額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。(都条例により個人住民税も税額から控除されます。)
	相続税にかかる寄付金	租税特別措置法第70条 相続により取得した財産の全額または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 ※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金	法人税法第37条第4項 通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。 ※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。

※詳しくは当支部ホームページをご覧ください。東京都支部までお問合せください。

お問い合わせ先

【地域推進課】〒169-8540 東京都新宿区大久保1-2-15

TEL: 03-5273-6742 (平日9:00~17:30)

<https://www.jrc.or.jp/chapter/tokyo/>

赤十字 東京

検索

